

# 食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等

平成27年12月  
消費者庁  
国税庁  
農林水産省

食品表示法の食品表示基準に係る国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)による平成27年度上半期(平成27年4月～9月)の指導の件数等は、以下のとおりです。

(単位:件数)

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	(参考)
				指示	命令
27年度	144	-	144	1	0

指導:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方を講じている場合に行う行政指導

指示:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項及び第3項)

命令:食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分(食品表示法第6条第8項)

注:食品表示法は、食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行した。

## <指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物		農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品	
27年度上半期	144	61	26	7	11	17	95	31	8	38	18

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

## <指導の主な違反区分別の状況>

	指導 件数	計	主な違反区分			
			名称の 誤表示・欠落	原材料名の 誤表示・欠落	原産地の 誤表示・欠落	その他
27年度上半期	144	156	14	43	76	23

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、違反区分の合計は指導件数と一致しない。

注:原産地の誤表示・欠落には、加工食品の原料原産地及び原産国の誤表示・欠落を含む。

注:その他は、加工食品の内容及び製造者の誤表示・欠落、原料玄米の誤表示・欠落等である。

## <指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
27年度上半期	144	156	0	28	101	27

注:一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

(資料) 平成27年度上半期における指導の状況:資料1

平成27年度上半期における指導の分類:資料2